

自治基本条例たたき台案

『危機管理』

自治基本条例市民ワーキンググループ会議資料

(危機管理)

【他自治体の条文（参考）】

(危機管理)

第 23 条 市長は、災害その他の非常の事態（以下「災害等」という。）に備え、市民の生命、身体および財産を守るため、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行わなければならない。

2 市長は、災害等における自助・共助の重要性に鑑み、自主防災組織等との緊密な連携に取り組まなければならない。

3 市長は、災害等において、国、他の自治体等との連携・協力体制に基づき、市民への迅速な支援ができるよう努めなければならない。

4 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、災害対応における市民相互の連携・協力の重要性を認識し、協力するように努めるものとする。

5 市民は、市長に対して防災および救援に資する情報について、個人情報の適正な取扱いの範囲内で、情報の提供を求めることができる。

(草津市 平成 24 年 4 月 1 日施行)

(危機管理)

第 27 条 執行機関は、市民の安全を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、緊急事態に適切かつ迅速な対応ができる危機管理体制を整えるとともに、市民の自助、共助に関する活動を支援します。

(泉南市 平成 24 年 10 月 1 日施行)

(危機管理)

第 24 条 市は、地震、水害、火災その他の不測の事態（以下「災害等」という。）の発生に備え、市民の生命、身体及び財産を守るための計画及び市民との情報共有の仕組みを整備するものとする。

2 市民は、災害等の発生時に互いに助け合えるよう、日常的な交流に努めるものとする。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るよう努めなければならない。

(鴻巣市 平成 24 年 10 月 1 日施行)

【条文案（例）】

①市は、市民の安全・安心を確保するため、災害等の発生時に適切かつ迅速に対応できるよう、危機管理体制を整備しなければならない。

②市は、災害等の発生時において、市民、関係機関、国及び他の自治体と相互に連携・協力しながら、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保に努めなければならない。

③市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域における防災体制を整え、互いに協力して災害等に対処するよう努めるものとする。

【解説】

平成 23 年 3 月の東日本大震災や、日田市に甚大な被害をもたらした平成 24 年 7 月の九州北部豪雨災害など、大規模な災害の時には、他市町村、県、国等との連携が非常に重要であり今後もより一層取り組みを進めるために定めるものです。

（1）市は、水害や地震など様々な災害に対応するため、防災計画の策定をはじめ、災害対策体制の整備を図ることとするものです。

（2）市は災害等が起こる前からあらかじめ災害時等の支援体制などについて、国や応援協定を結んでいる他の自治体、また警察や消防などの関係機関とも連携・協力し、災害時等には、連携を図りながら市民の身体等の安全確保に取り組むものです。

（3）災害の発生時には、まず市民自ら安全の確保を図らなければなりません。そして、災害が起こった場合には、身近な地域の中で市民が互いに助け合いことの重要性を表しています。